

目 次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください・・・・・・・・・・	1
-------------------------------	---

高年齢求職者給付金等の支給

1 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる人は？・・・・・・・・	2
2 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる期限は？・・・・・・	2
3 高年齢求職者給付金の額は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 高年齢求職者給付金が支給される時期は？・・・・・・・・・・	3
5 失業の認定とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6 高年齢求職者給付金の支払いについて・・・・・・・・・・	5
7 就職することが決まったときは？・・・・・・・・・・	6
8 常用就職支度手当について・・・・・・・・・・	6
9 その他の就職促進給付について・・・・・・・・・・	7
10 氏名や住所を変更するときは？・・・・・・・・・・	9
11 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？・・・・・・・・	9
12 失業給付は正しく受給しましょう・・・・・・・・・・	10
13 処分に不服があるときは？・・・・・・・・・・	10

その他

14 教育訓練給付について・・・・・・・・・・	12
15 雇用継続給付について・・・・・・・・・・	16

採用証明書(別紙1)

シルバー人材センター一覧(参考表1)

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが1日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、1日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報には、パソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口でお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者との面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

仕事探しのサポート

ハローワークでは、みなさまの仕事探しをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問合せください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

1 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる人は？

高年齢求職者給付金を受給できるのは、失業の状態にある方のみです。

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- 積極的に就職しようとする意志があること。
- いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)があること。
- 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、
原則として高年齢求職者給付金を受けることができません。

1. 病気やケガですぐに就職することができない(労災保険の休業[補償]給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます)
2. 親族の看護などですぐに就職することができない
3. 定年などにより離職してしばらくの間休養する
4. 家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
5. 自営業(準備を含みます)をしている ※収入の有無を問いません。
6. 会社などの役員に就任している(活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください)
7. 就職(見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません)している
8. 次の就職が決まっている(雇用予約・内定を含みます)

2 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる期限は？

高年齢求職者給付金を受けることができる期限(受給期限)は、離職日の翌日から1年を経過する日です。

この期限を過ぎると、それ以後、高年齢求職者給付金の支給を受けることはできません。

3 高年齢求職者給付金の額は？

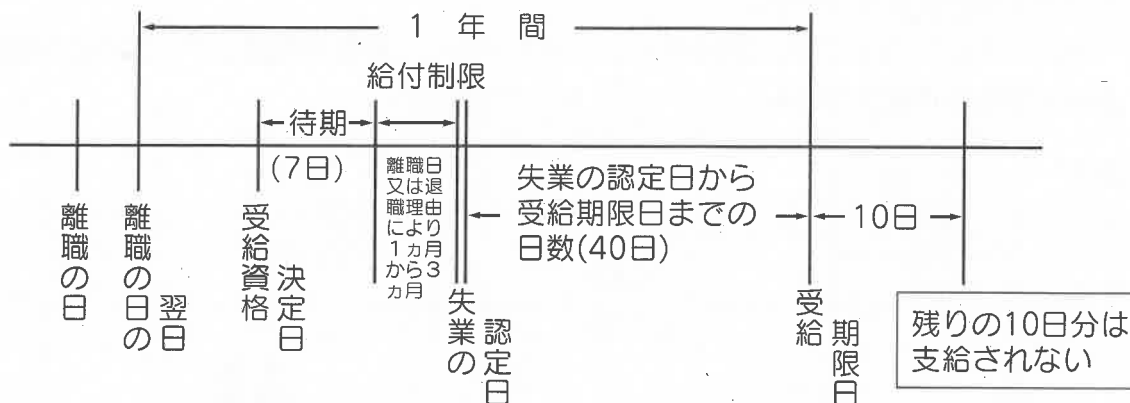
- (1) 高年齢求職者給付金の額は、「被保険者であった期間」に応じ、次の表に掲げる日数分基本手当日額に相当する額です。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

※平成29年1月1日前に任意加入により高年齢継続被保険者となった者の場合には、平成29年1月1日前に離職した場合に限り、上の表によらず基本手当の額の50日分に相当する額です。

- (2) 失業の認定日から受給期限までの日数が左記(1)の表の日数に満たない場合には、失業の認定日から受給期限日までの日数分のみ支給されます(図1参照)。

(図1) 被保険者として雇用された期間が10年以上で高年齢求職者給付金の額が50日分の場合



この場合は、40日分の高年齢求職者給付金の支給となります。

- (3) **基本手当日額**は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、**180**で割った金額(**賃金日額**)のおよそ**80%~50%**になります(基本手当日額については、別途上限が定められています)。

4 高年齢求職者給付金が支給される時期は？

- (1) 高年齢求職者給付金は、**受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過してからでないと支給されません**。これを「**待期**」といいます。
- (2) 以下のどちらかに当てはまる方は、待期が経過した翌日から2か月(離職日や退職理由によっては1か月又は3か月)間経過してからでないと支給されません。これを「**給付制限**」といいます。

※令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間が3か月となります。

※令和2年10月1日から令和7年3月31日までに離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

※令和7年4月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が1か月となります。

- ① 正当な理由がなく自己の都合で退職した場合
- ② 自己の責任による重大な理由により解雇された場合

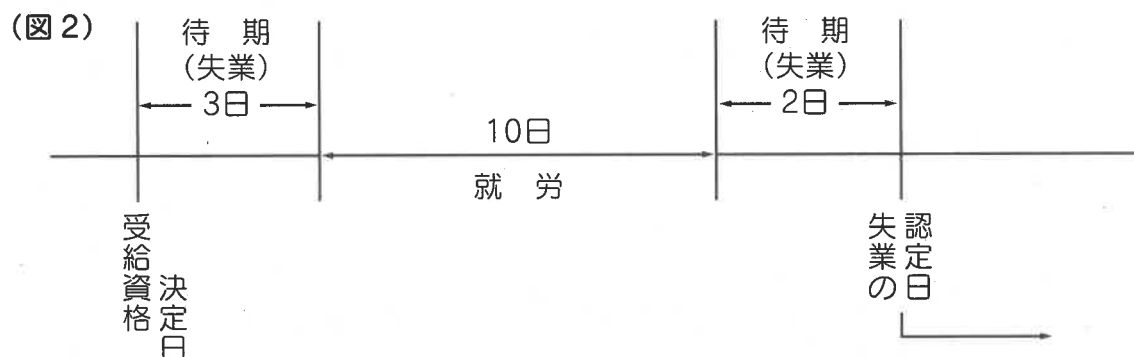
- (3) 以上の期間を経過した後に失業の認定を受け、高年齢求職者給付金が支給されることになります。

5 失業の認定とは？

高年齢求職者給付金の支給を受けるためには、ハローワーク等から指定された失業の認定日において**失業の状態にあることの確認を受けなければなりません**。これを**失業の認定**といいます。そして失業の状態にあることの確認がされた場合には、**高年齢求職者給付金が支給されます**。

(1) 失業の認定を受けるには

- ① 定められた認定日の指定された時間に、必ずあなたご自身がハローワーク等へ来所のうえ、就職または就労の事実、求職活動等の状況を「高年齢受給資格者失業認定申告書」で申告する必要があります。
- ② 認定は1回のみですが、認定日までに就労があり、**待期が経過していないときは、改めて認定日が指定される**ことになります。(図2参照)



待期が5日間しか経過していないため、認定日が再指定されます。

(2) 「高年齢受給資格者失業認定申告書」について

高年齢受給資格者失業認定申告書は、高年齢求職者給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- ① 失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。

もし、間違えたときは、訂正箇所を二重線で消し署名することにより訂正してください。

- ② 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。

(ア) **就職(見習・試用期間を含む)**した場合には、**採用になった日付**

(イ) **パート・アルバイト、臨時雇用および日々雇用等の就労**をした場合には、**働いた日付**
(これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「就職」とみなされる場合があります)

(ウ) **自営業を開始(準備期間を含む)**した場合、**会社の役員等に就任した場合、農業・商業等家業に従事した場合、請負・委任による労務提供をした場合、ボランティア活動をした場合には、その日付**

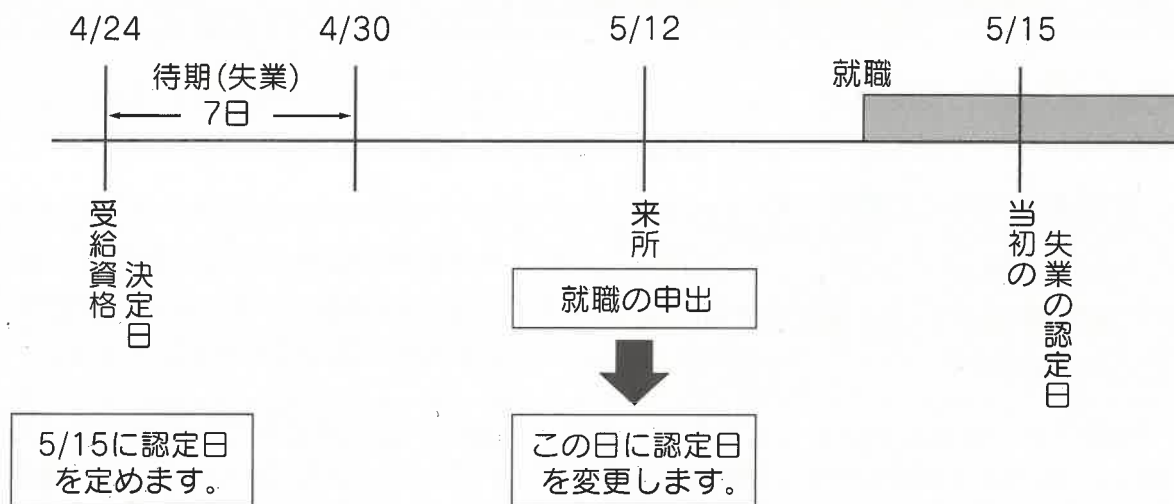
(3) 就職その他やむを得ない理由により、認定日にハローワーク等に来所することができないときは

- ① 所定の認定日に来所できない場合に、やむを得ない理由がある場合にのみ、特別な取り扱いとして認定日を変更することができます。

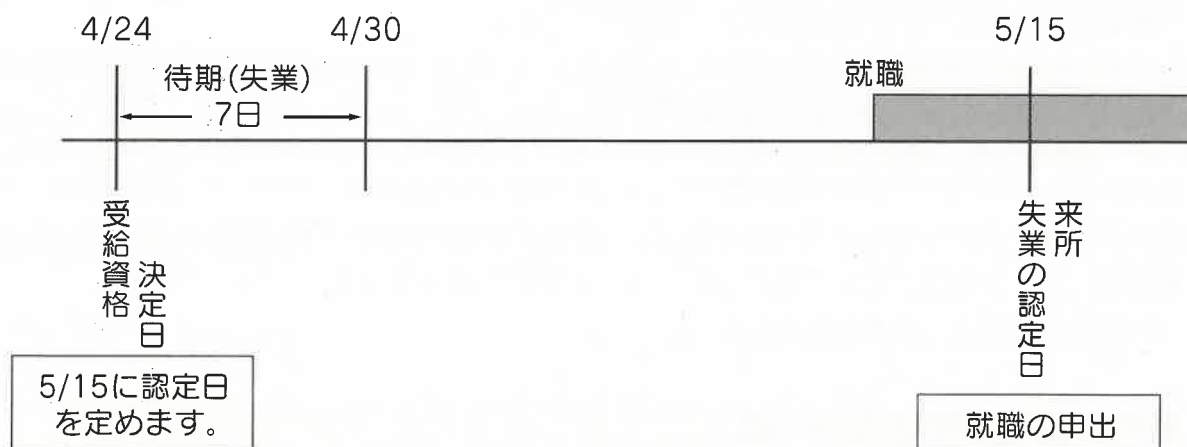
その場合、必ず事前にハローワーク等に連絡したうえで指示を受けるようにしてください。

- ② 就職が決まった時は、就職日の前日までにハローワーク等に来所のうえ、就職する旨を申し出てください(就職した後に来所しても高年齢求職者給付金は支給されません。(図3、4参照))。

(図3) 就職日の前日までに来所した場合……高年齢求職者給付金が支給されます。



(図4) 指定された認定日に来所しても就職日の後の場合……高年齢求職者給付金は支給されません。



6 高年齢求職者給付金の支払いについて

高年齢求職者給付金は、**失業の認定を受けた後**、あなたの指定した金融機関の預金口座に振り込まれます。

なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約7日後**となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土・日・祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預(貯)金口座は本人名義の普通預金(貯蓄口座以外)でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

☆ 振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。

☆ 不明な点は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

7 就職することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）が決まった時は、就職日の前日までにハローワーク等に来所のうえ、就職する旨を申し出てください。

就職の届け出に必要なもの

- ☐ 高年齢受給資格者証
- ☐ 高年齢受給資格者失業認定申告書
- ☐ 採用証明書等

なお、常用就職支度手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

- ※ 認定日までに就職が決まったときは、この「しおり」および認定日に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の前日までにハローワーク等に来所し、就職の届け出を行ってください。
- ※ ハローワーク等に来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、常用就職支度手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

8 常用就職支度手当について

次のいずれかの方が、高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して1年を経過していない時点で、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介で安定した職業に就き、支給要件を全て満たしたときに支給される手当です。

○障害のある等で、就職が困難な方

常用就職支度手当の金額は

支給額は、基本手当日額の36日分となります(1円未満の端数は切り捨て)。

- ※ 常用就職支度手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。

○上限額 **6,395円**(基本手当日額の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります)

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 就職日において、高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して1年を経過していない者であること。
- ② ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したこと。
- ③ 1年以上引き続いて雇用されることが確実であること。
- ④ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ⑤ 待期満了日後に職業に就いたこと。
- ⑥ 給付制限期間が経過した後に職業に就いたこと。
- ⑦ 雇用保険の被保険者資格を取得する要件での雇用であること。
- ⑧ 就職日3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。

※支給に関する調査を行う際に、その事業所に勤務していることが必要です。

常用就職支援手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

常用就職支度手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 常用就職支度手当支給申請書(就職先の事業主の証明が必要となります)
 - 2 高年齢受給資格者証
 - 3 その他、ハローワーク等の求める書類
- ※ 提出は、郵送でも差し支えありません、また、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間(1か月程度)を要します。

9 その他の就職促進給付について

その他の就職促進給付として、移転費、広域求職活動費等があります。

移転費について

移転費とは、受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

基本手当の受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する方。

(イ) 待期の期間が経過した後就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

- i) 通常交通機関を利用し、又は通常交通の用具を使用して通勤(所)するための往復所要時間が4時間以上であるとき。
- ii) 交通機関の始(終)発等の便が悪く、通勤(所)に著しい障害を与えるとき。
- iii) 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされる時。

(ロ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(イ)、(ロ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が1年未満の場合、循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合や職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなった場合等については、移転費は支給されません。

(申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。)

求職活動支援費について

求職活動支援費とは、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

- ① ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合(広域求職活動費)
- ② ハローワークの職業指導により行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動をする場合(短期訓練受講費)
- ③ 求職活動を容易にするための役務の利用をする場合(求職活動関係役務利用費)

【広域求職活動費】

広域求職活動費の支給を受けられるのは、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行い、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(イ) 紹介された求人が、当該受給資格者等に相当と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人であること。

(ロ) 鉄道賃、船賃、航空費及び車賃の計算の基礎となる距離が往復鉄道200キロメートル(水路及び陸路は4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす)以上であること。

上記(イ)及び(ロ)の受給資格者の方についても、以下に該当しない場合は、広域求職活動費は支給されません。

i) 待期の期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき。

ii) 広域求職活動に要する費用が訪問先の事業所から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。

なお、上記 i)、ii)のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、広域求職活動を開始した場合等については、広域求職活動費は支給されません。

【短期訓練受講費】

短期訓練受講費の支給を受けられるのは、ハローワークの職業指導により再就職に必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した方で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(イ) 職業指導を受ける日において、受給資格者であること。

(ロ) 教育訓練給付制度(一般教育訓練)の講座指定を受けている講座を受講する場合は、一般教育訓練給付金の支給要件を満たす方でないこと。

【求職活動関係役務利用費】

求職活動関係役務利用費の支給を受けられるのは、求人者との面談等をするため、又は教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(イ) 保育等サービスを使用した日において、受給資格者であること。

(ロ) 「求人者との面接等」とは、求人者との面接のほか、筆記試験の受験、ハローワーク等、許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。

(ハ)「教育訓練の受講」とは、ハローワークの指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、ハローワークの指導により各種養成施設に入校する場合、教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等を受講している場合に及び出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合をいう。

(申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問合せください)。

10 氏名や住所を変更するときは？

氏名や住所を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワーク等に届け出をしてください。

住所を変更した場合、雇用保険の手続きにお越しいただく、管轄のハローワークが変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- ☐ 高年齢受給資格者証
- ☐ 氏名、住所変更届(住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください)
- ☐ 払渡希望金融機関変更届(氏名変更の場合)

11 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が支給を受けることができます。これを「未支給失業等給付」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から6か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワーク等に提出してください。

12 失業等給付は正しく受給しましょう

◎ 不正受給とは

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとするをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**）。

◎ 正しく申告しないと不正受給になります。

例えば、次のような場合です。

- ☐ 求職活動の実績がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について虚偽の申告をした。
- ☐ 事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。）に、そのことを失業認定申告書で申告しなかったり、採用日、雇用され、働いた事実および収入を隠したり、偽った申告をした。
- ☐ 労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（雇用保険の支給終了後、雇用保険を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。
- ☐ 就職していないのに就職したと偽ったり、就職した日を偽って、再就職手当等の支給申請をした。
- ☐ 会社の役員等に就任したことを申告しなかった。
- ☐ 偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎ ルールを守って正しく受給しましょう。

もし、不正受給をすると、

- ☐ **支給停止**（その日以降の失業等給付の支給を受ける権利がなくなります）
- ☐ **返還命令**（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）
- ☐ **納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の**2倍に相当する額をさらに納めなければなりません**）
- ☐ 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
- ☐ これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え等**が行われることがあります。
- ☐ **悪質な場合、詐欺罪等で処罰されることがあります。**

13 処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、雇用保険審査官（愛媛労働局雇用保険審査官 〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎（3階）香川労働局内 電話番号 087-811-8922（代））に審査を申し出ることができます。これを「**審査請求**」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または、直接雇用保険審査官にその旨を申し出てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に労働保険審査会に**再審査請求**をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます(ただし、決定のあった日から1年を経過した場合を除く。)

ただし、審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

14 教育訓練給付について

1 一般教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者(※1)(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相応する額(上限あり)が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者(雇用保険被保険者として在職中の方)
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」という。)において、支給要件期間(※2)が3年以上あること(※3)
- ② 雇用保険の被保険者であった方(雇用保険被保険者でない方)
受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内)(※4)にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること(※3)

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること(暫定措置)

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間(適用対象期間)にその受講を開始できない日数(最大19年)を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

※受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタント(職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント)が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます。ただし、その額が2万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は2万円までとします(平成29年1月1日以降にキャリアコンサルティングを受講した場合に限ります。)

2 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付

速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者(※1)(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者(雇用保険被保険者として在職中の方)
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」という。)において、支給要件期間(※2)が3年以上あること(※3)
- ② 雇用保険の被保険者であった方(雇用保険被保険者でない方)
受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内)(※4)にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること(※3)

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて特定一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること(暫定措置)

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間(適用対象期間)にその受講を開始できない日数(最大19年)を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の40%に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

※ 令和6年10月からは、受講後に資格を取得し、就職などをした場合に、教育訓練経費の10%相当額(上限あり)が支給されることがあります。

3 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(※1)(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日(以下、「受講開始日」という。)に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間(※2)が3年以上(※3)あること

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長(※4)が行われた場合には最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上(※3)ある方

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が2年以上あること(暫定措置)

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る時期(適用対象期間)にその受講を開始できない日数(最大19年)を加算することができます。

支給額

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
支給額 (受講者が支払った教育訓練経費 × 右欄の割合)	50% ただし、4千円を超える場合。 120万円を超える場合：120万円	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合 70% ただし、4千円を超える場合。 168万円を超える場合：168万円 すでに支給した左欄の額との差額が追加支給されます。

※ 専門実習教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%(資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%)となります。

また、支給の上限額は、年間32万円(資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円)となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日(平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。)を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

※ 令和6年10月からは、受講後に賃金が上昇した場合に、教育訓練経費の10%相当額(上限あり)が支給されることがあります。

4 教育訓練給付の指定講座と支給要件紹介について

厚生労働大臣の指定する教育訓練にはどんなものがあるか

「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」により、ハローワークの窓口でご覧いただけます。

なお、インターネットでも「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でご覧いただけます。(http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku)

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、

- ①受講開始(予定)日現在において、あなたが教育訓練給付金の受給資格を満たしているか
- ②受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか

について、「教育訓練給付金支給要件照会票」により、あなたの住所を管轄するハローワークに照会することができます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

15 雇用継続給付について

雇用保険の給付の中には、在職中に支給される「雇用継続給付」という制度があります。皆様が再就職された後に、支給の対象となる場合がありますので、簡単にご紹介します。なお、雇用継続給付の支給申請等の手続きについては、再就職をされた先の事業主を経由して行っていただくこととなります。

介護休業給付について

雇用保険の被保険者(※)が、その家族を介護するため介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「介護休業給付金」が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

育児休業給付について

雇用保険の被保険者(※)(男女を問いません)が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

採用証明書

本人記入欄

就職年月日	令和 年 月 日	支給番号	
フリガナ氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	(〒 -) (電話 ())		

この採用証明書は、正しい雇用年月日を把握し、適正な給付を行うため、事業主の皆様には証明していただくものです。必ず出勤簿、タイムカード、労働者名簿等の関係書類を確認の上、証明してください。
万一、雇用年月日を事実と相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第10条の4第2項により失業等給付を受けた者と連帯して返還及び納付していただく場合があります。

きりとり線

事業主記入欄

雇用(予定)年月日 (試用期間を含む。)	令和 年 月 日	雇用の内定日	令和 年 月 日
雇用(予定)年月日以前に臨時、アルバイト、日雇い等で働いた期間の有無(該当する箇所を○で囲んでください)。 ※裏面「雇用年月日」についての注意事項を必ずご参照ください。		ア 無し イ 有り (具体的な就労期間を記入してください) 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
雇用形態	常用・臨時・パート・派遣・その他 ()		雇用期間の定めの有無 ア. 有り イ. 無し
職種		1週間の所定労働時間	時間 分
今回採用された方の採用経路について、以下の項目の該当する箇所を○で囲んでください。 ア 安定所の紹介(関連機関含む) ウ 求人広告、新聞折り込み等 オ その他 イ 職業紹介事業者の紹介 エ 知人、取引先等の紹介 ()			
上記のとおり相違ないことを証明します。 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿 令和 年 月 日 所在地 名称 事業所 代表者名 電話番号 適用事業所番号 - -			

ハローワークでは、各種技能を持たれた方々が多数仕事を探されています。

1 今後の採用予定

2 現在、ハローワークに求人を求めていますか？

☐ 有る ☐ ない

☐ 出している ☐ 出していない

職種	採用予定人数	採用の時期
		月頃
		月頃

※ 今後、採用予定のある事業所でハローワークに求人を求していない場合は、後日、求人係から連絡させていただきます。
※ 事業主記載欄は、事業主に電話等により確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

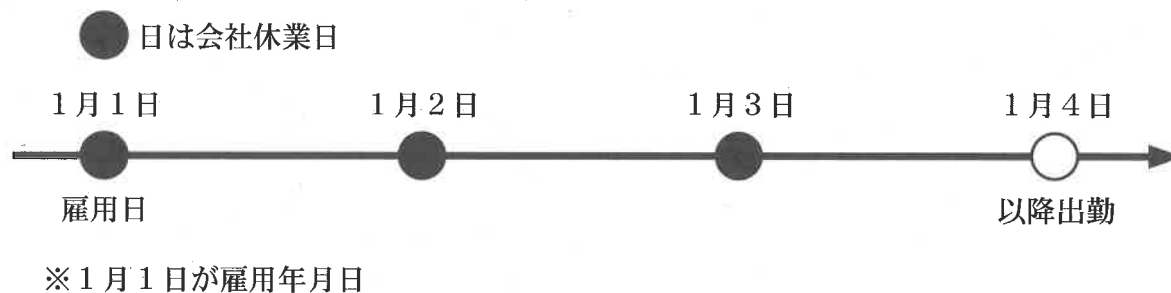
「雇用年月日」についての注意事項

- ① まず、社員や従業員として、いつから在籍されているのかを確認してください。
「雇用年月日」は、本人との間で取り決めをされた。

「在籍となる初日」のことをいいます。

通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合がありますので、ご注意ください。

(例1) 雇用年月日が休祝日にあたる場合

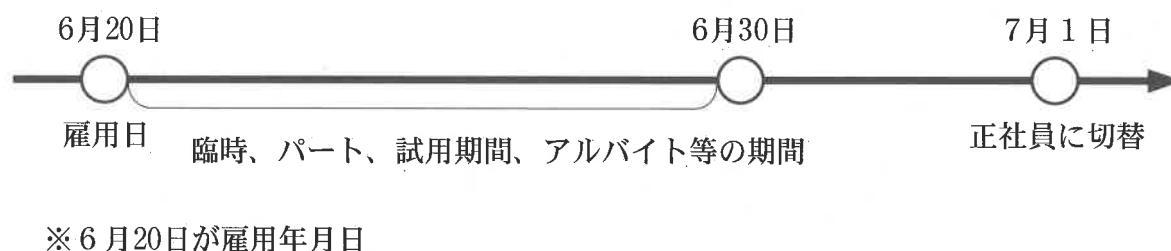


(例2) 出勤すべき初日に欠勤された場合



- ② 「在籍となる初日」には、正社員や本採用に限らず、臨時やパート、見習い、試用、研修等で在籍している期間も含みます。

(例3) 正社員に切替前に、臨時・パート・試用期間・アルバイト等がある場合



MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(参考表1)

シルバー人材センター一覧

高齢者を対象とした職業相談・職業紹介などを行っておりますので、ご利用ください。

名 称	所 在 地	電 話
(公社)松山市シルバー人材センター	〒790-0808 松山市若草町8-3 松山市ハーモニープラザ内	089(933)7373
(公社)伊予市シルバー人材センター	〒799-3114 伊予市灘町363	089(946)7377
松前町シルバー人材センター	〒791-3120 伊予郡松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター1階	089(984)6044
東温市シルバー人材センター	〒791-0212 東温市田窪2370 東温市老人福祉センター(中央公民館)1階	089(909)3434
砥部町シルバー人材センター	〒791-2116 伊予郡砥部町原町249	089(958)7776
久万高原町シルバー人材センター	〒791-1206 上浮穴郡久万高原町上野尻乙246-1	0892(21)3185
(公社)今治市シルバー人材センター	〒794-0033 今治市東門町5丁目840-4	0898(22)2003
(公社)八幡浜市シルバー人材センター	〒796-0202 八幡浜市保内町宮内1番耕地260 八幡浜市役所保内庁舎内	0894(36)3751
(一社)西予市シルバー人材センター	〒796-0907 西予市三瓶町朝立1番耕地360-1 西予市三瓶支所内	0894(33)0190
伊方町シルバー人材センター	〒790-0301 西宇和郡伊方町湊浦1995-1 伊方町社会福祉協議会内	0894(38)2360
(公社)宇和島市シルバー人材センター	〒798-0003 宇和島市住吉町1-6-16 宇和島市総合福祉センター2階	0895(23)3355
愛南町シルバー人材センター	〒798-4110 南宇和郡愛南町御荘平城2139 御荘老人福祉センター内	0895(73)2900
(公社)新居浜市シルバー人材センター	〒792-0034 新居浜市滝の宮町2-1	0897(33)2400
(公社)西条市シルバー人材センター	〒799-1101 西条市小松町新屋敷甲496 西条市役所小松サービスセンター3階	0898(76)3670
(公社)四国中央市シルバー人材センター	〒799-0111 四国中央市金生町下分825-1	0896(57)0455
大洲市シルバー人材センター	〒795-0064 大洲市東大洲270-1 大洲市総合福祉センター3階	0893(23)0312
内子町シルバー人材センター	〒791-3392 喜多郡内子町内子1515 内子町社会福祉協議会内	0893(44)3820
鬼北町シルバー人材センター	〒798-1341 北宇和郡鬼北町大字近永782 鬼北町総合福祉センターひまわり内	0895(49)3694

ハローワーク(公共職業安定所)一覧

ハローワーク (公共職業安定所)	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
松 山	〒791-8522 松山市六軒家町3-27	(089) 917-8609	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡(砥部町、松前町)、 上浮穴郡(久万高原町)
今 治	〒794-0043 今治市南宝来町2-1-6	(0898) 32-5020	今治市(新居浜所管轄区域を除く)、 越智郡(上島町)
八 幡 浜	〒796-0010 八幡浜市松柏丙838-1 ※令和7年5月から町名地番整理のため、町名及び郵便番号が、 以下のとおり変更となります。 〒796-0022 八幡浜市駅前一丁目838-1	(0894) 22-4033	八幡浜市、西予市、西宇和郡(伊方町)
宇 和 島	〒798-0036 宇和島市天神町4-7	(0895) 22-8609	宇和島市、北宇和郡(鬼北町、松野町)、 南宇和郡(愛南町)
新 居 浜	〒792-0025 新居浜市一宮町1-14-16	(0897) 34-7100	新居浜市、今治市のうち宮窪町四阪島
西 条	〒793-0030 西条市大町315-4	(0897) 56-3015	西条市
四国中央	〒799-0405 四国中央市三島中央1-16-72	(0896) 24-5770	四国中央市
大 洲	〒795-0054 大洲市中村210-6	(0893) 24-3191	大洲市、喜多郡(内子町)

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

運輸支局・ 海事事務所	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
愛媛運輸支局 海事部門	〒791-1113 松山市森松町1070	(089) 956-9951	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡(砥部町、松前町)、 上浮穴郡(久万高原町)、大洲市、 喜多郡(内子町)
愛媛運輸支局 今治海事事務所	〒794-0013 今治市片原町1-3-2 今治港湾合同庁舎2階	(0898) 33-9002	今治市、越智郡(上島町)、西条市、 新居浜市、四国中央市
愛媛運輸支局 宇和島海事事務所	〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 宇和島港湾合同庁舎2階	(0895) 22-0260	八幡浜市、西予市、西宇和郡(伊方町)、 宇和島市、北宇和郡(鬼北町、松野町)、 南宇和郡(愛南町)

※ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。